

災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル

～仮置場を管理する産業廃棄物処理業者の立場から～

令和3年9月

一般社団法人日本災害対応システムズ

初動対応部会

はじめに

●マニュアル作成の背景

近年多発する災害に伴い大量に発生する廃棄物に対応するため、国や県により自治体向けマニュアルが作成されている。発災初動時の災害廃棄物対応では多くの作業員、重機、車両等が必要になるため、これらのマニュアルには民間事業者の活用が明記されている。

(*) そこで、被災自治体の要請により活動する民間事業者が、仮置場の運営管理、災害廃棄物の運搬、民間施設を活用した処分を円滑に行うためのマニュアルを作成することとした。(*)例として「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室) P20に「仮置場の管理には多大な時間と人手が割かれることから、被災市区町村の職員は全体的なマネジメント業務に注力し、仮置場の管理・運営は応援要員や民間事業者等の協力を得ることが望ましい。」と記載。

発災	自治体の動き		廃棄物処理業者		
			仮置場運営支援	仮置場からの搬出	処分
～24時間	仮置場の確保				
～3日	災害廃棄物の回収方法の検討	支援要請			
	収集運搬車両・資機材・人員の確保		担当企業の責任者を決定		
	住民・ボランティアへの周知		自治体担当者と支援内容を打合せ。その際、運営上の留意事項を確認(第4章)		
	仮置場の設置・管理・運営		上記打合せを受けて運営体制構築(1-2)責任者、重機、人員、仮設備等を調達		
			管理帳票確認(第2章)		
～1週間			車両、重機、人員追加のための再委託手続き(2-5)		
			損害賠償責任保険について情報収集(4-6)		
～3週間			自治体施設で処理できない廃棄物の処理先について自治体担当者と協議		左記協議結果を受けて法15条の2の5届出準備(5-2)
			契約について自治体と協議(3-1)		
					処理開始 法15条の2の5届出
3週間～			自治体と契約(3-1)		
			出来高請求(2-4)		

*本マニュアルの()内の項に具体的内容を記載

【目次】

第1章 仮置場の管理.....	1
1-1 仮置場管理のポイント.....	1
1-2 仮置場管理体制.....	2
第2章 帳票管理.....	3
2-1 日報.....	3
2-2 伝票.....	4
2-3 現場写真.....	5
2-4 報告書類.....	7
2-5 再委託先との契約.....	9
第3章 契約精算業務（自治体と受託者）.....	10
3-1 契約から精算までのプロセス.....	10
第4章 現場管理.....	12
4-1 分別管理.....	12
4-2 仮置場の管理.....	13
4-3 仮置場廃棄物の量管理.....	17
4-4 運搬業務.....	19
4-5 処理先の選定.....	19
4-6 保険.....	20
第5章 関係法令と諸手続き.....	22
5-1 委託契約.....	22
5-2 許可手続き.....	22
第6章 参考資料.....	25

第1章 仮置場の管理

片付ごみの対応には以下の業務がある。

- ①収集運搬業務：被災地の災害廃棄物を仮置場に運搬
- ②仮置場の運営管理：仮置場において災害廃棄物の受入、搬出車両に積み込み
- ③後方輸送：災害廃棄物を処理先まで運搬
- ④処理：処理先で災害廃棄物を処理、処分

上記の内、本マニュアルでは、主に②と③について整理した。

1-1 仮置場管理のポイント

仮置場管理のポイントは以下の通り。

- ①記録を残すこと（帳票管理）
- ②業務の途中または終了時に適正な精算を行うこと（契約精算業務）
- ③廃棄物の分別保管、周辺環境への影響低減など現場運営を適切に行うこと（現場管理）
- ④廃棄物の状況によっては自治体施設以外の処理先を確保する（処理先の確保）
- ⑤必要な法的手続きを行うこと（関係法令）

1-2 仮置場管理体制

仮置場の運営管理、災害廃棄物の運搬、処分を行う場合の管理体制の一例を図 1-1 及び表 1-1 に示す。なお、大切なことは、関係者全員の信頼関係と情報共有である。

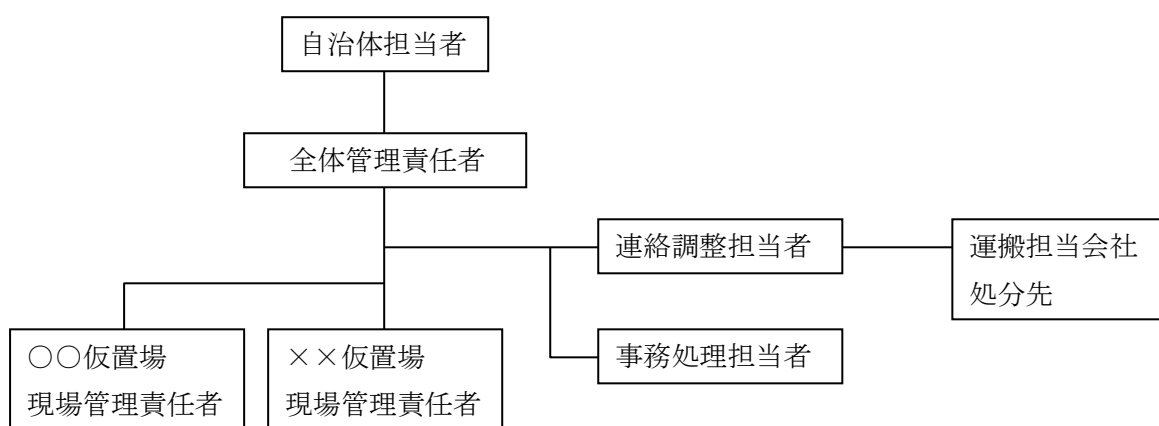


図 1-1 管理体制図

表 1-1 担当者と役割

担当	役割
全体管理責任者	各仮置場の状況を把握し自治体担当者と打ち合わせて各担当に運営方針を指示する。
現場管理責任者	現場に常駐し仮置場の状況をみながら重機、作業員を指揮する。仮置場の安全・環境管理と災害廃棄物の分別について指導する。
連絡調整担当者	現場管理責任者の方針に則り処理先や運搬会社と連絡調整する。
事務処理担当者	日報・写真等を整理して報告書を作成する。

* 上記は一例であり現場状況による担当の追加や兼務など柔軟に対応する。

第2章 帳票管理

災害廃棄物処理は業務完了後、現場に何も残らないため帳票管理は最も重要な業務の一つである。また、この帳票が精算時の根拠になるため、多忙な中でもきちんと対応しなければならない。なお、下記に示したものは標準であり、「第3章 契約精算業務」の内容によって柔軟に対処していただきたい。

2-1 日報

作業開始前と作業終了時に以下の記録を残す。

2-1-1 仮置場内での作業

(1) 危険予知活動表 (KY 日報)・・・参考様式 1

災害時こそ安全管理が重要である。したがって、作業開始前には必ず危険予知活動表 (KY 日報) を用いて危険予知活動を行う。KY 日報にはその日の作業内容と注意事項を記載し、作業員は内容を確認し自筆でサインする。

現場によっては、この帳票をもとに作業人員を整理して精算時の根拠とすることがある。

(2) 重機日常点検記録・・・参考様式 2

仮置場に重機を配置する場合、トラブル防止のため毎日始業前点検を実施し、記録を残す。アワメーターの数値は必ず記載する。

現場によっては、この帳票をもとに重機台数を整理して精算時の根拠とすることがある。

(3) 仮置場日報・・・参考様式 4

受託者は、現場状況を把握して問題点を先取りしながら自治体と一緒に仮置場を円滑に運営しなければならない。そのため、管理責任者は日々変化する現場状況を仮置場日報に記録し自治体に報告する。

(4) 作業日報・・・参考様式 10

作業人員を精算するための根拠書類として作成する場合がある。危険予知活動表 (KY 日報) には、現場作業の都合による早出・残業や自社等で行う事務作業の人員を計上できない場合がある。そのため、仮置場業務に従事する全ての人員が、一人ずつ作業日報を作成して、自治体と精算する際の根拠書類とする。

(5) 作業従事者リスト

作業に従事する人員の一覧を作成して作業日報と併せて勤怠管理に用いると良い。そのため、再委託先には、作業に従事する人員の一覧を提出してもらおう。これにより再々委託や無保険による業務従事を防ぐことができるので、可能な限り速やかに作成する。

2-1-2 処理先への運搬作業

(1) 運搬日報・・・参考様式 3

仮置場から廃棄物を搬出する際に、使用した運搬車両ごとに運搬先、運搬物等を記録する。受託者が処理数量を管理する場合は運搬管理票（2-2（3）参照）により車両台数等を把握できるため不要となることがある。

2-2 伝票

(1) 警備日報

日中の車両誘導や夜間警備に警備会社を活用した際の警備日報を保管する。

(2) レンタル物等入出荷伝票

敷鉄板、スーパーハウス、仮設トイレ、重機回送等の伝票（納品書）を保管する。これにより、設置期間や設置数量が明確になり、後日精算時の根拠となる。

(3) 運搬管理票・・・参考様式 5

仮置場から災害廃棄物を搬出する際に、処理先（搬出先）、処理物（廃棄物の種類）等の情報を記載した運搬管理票(*)を運転手に渡す。処理先は運搬管理票に計量伝票(*)を添付して仮置場担当責任者に戻す。なお、これとは別に独自システムで管理する場合がある。一連の流れ図 2-1 に示す。

(*)運搬管理票は仮置場から搬出した廃棄物が所定の処理先に到着したことを確認するために発行する。施設で処理する廃棄物の重量は計量伝票で把握する。

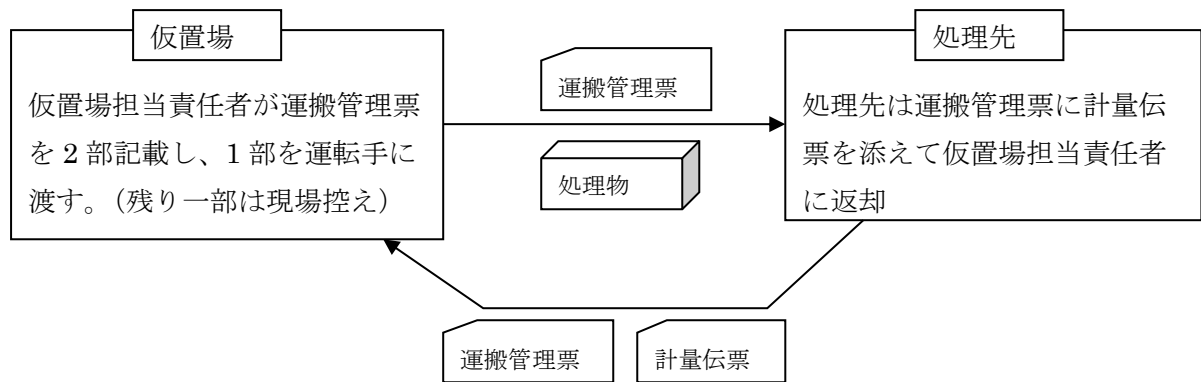


図 2-1 運搬管理表の流れ

2-3 現場写真

2-3-1 撮影項目

(1) 仮置場開設前の状況

仮置場開設前の状況を記録し原状回復時の参考にする。特に出入口部の状況や仮置場内の施設（例：ベンチ、外周側溝）に注意する。

(2) 作業状況

重機作業、作業員による作業状況（誘導・受入補助・選別等）、警備員による車両誘導、敷鉄板等仮設備設置・撤去、運搬車両への積込み、洗車・道路清掃、廃棄物への散水など。この際、重機の台数や作業員の人数ができるだけわかるように記録する。なお、作業員の人数を明確にするため朝礼時の状況を撮影する場合もある。

(3) 仮置場全景

仮置場の経時変化がわかるように定期的に仮置場の状況を記録する。

(4) 仮設備

敷鉄板、スーパーハウス、仮設トイレ、その他備品（デスクや椅子、OA 機器等）等、現場に設置した仮設備の写真を残す。

(5) 原状回復

- ・ 災害廃棄物撤去後のヤード状況（廃棄物が土にめり込んでいる状況や舗装の破損状況）
- ・ 原状回復作業は現場状況に応じて必要な内容を記録する。

2-3-2 撮影頻度

日常管理としての撮影案を表 2-1 に示す。撮影に際して工事用ホワイトボードや電子小黒板を活用すると良い。写真整理ソフトも多数あるので参考にすると良い。

ただし、発注者から写真撮影の項目や頻度についての指示が出る場合もあるため、早い段階で確認し、同意を得ておく。

表 2-1 日常管理としての撮影案

撮影項目	撮影頻度	留意点
重機、作業員の作業状況	数枚/日	人数、重機台数、作業内容がわかるように
仮設備設置状況	1 仮置場当 り数枚	仮設ハウス、敷鉄板等の設置状況がわかるように
搬出状況	1 搬出物当 り 1 日 1 枚	災害廃棄物の種類と車番がわかるように
誘導員	1 仮置場当 り数枚	誘導員配置状況がわかるように
仮置場全景	数枚/週	撮影場所の選定

2-4 報告書類

2-4-1 仮置場内での作業

(1) 集計表・・・参考様式 6

各種日報や伝票に基づき作業員・警備員の人数、重機台数等を集計して定期的（毎日または週 1 回程度）に自治体担当者に報告する。

*集計時の留意事項

① オペレーターの考え方

現場で作業する人員は主に「世話役」「オペレーター」「一般作業員」「警備員」に分けて集計するが、現場では以下のケースが課題となることがある。

ケース 1：現場に投入された重機は状況により稼働しない日があり、その場合、出勤したオペレーターは一般作業員と同じ作業をする。この時、オペレーターを「オペレーター」と「一般作業員」のどちらにカウントするか。

対応事例：現場事情により重機が動かない日があったとしても、現場に重機を置いているのは動かす可能性があるからなので「オペレーター」で集計する。また、受託者は本人に「オペレーター」で賃金を支払う。

ケース 2：重機台数に対してオペレーターが不足した日に世話役が重機を運転することがある。この場合、重機台数とオペレーターが合わなくなる。

対応事例：オペレーターの急用等により世話役が重機を運転したとしても世話役としての仕事を兼務しているので「世話役」として集計する。

② 作業途中で帰宅する場合の考え方

天候等により作業を途中で止める場合は、半日単位でカウントする。

- ・午前中に中止決定：0.5 日
- ・午後に中止決定：1 日

(2) 再委託承諾申請書（および再委託先リスト）・・・参考様式 7

仮置場業務には多くの重機、作業員を必要とするため、受託者は他の企業の協力が必要となる。そのため、受託者は協力企業と再委託契約を締結するとともに、再委託契約先を追加するたびに再委託企業リストに追記して自治体の承諾を得る。（注）仮置場業務でも再々委託は禁止

(3) 精算時の報告書類

業務報告書として以下の事項を整理して自治体担当者に提出する。

- ①現場管理体制
- ②集計表：人員、重機、車両、仮設備等について集計する
- ③現場写真：現場写真を写真帳に整理する
- ④その他報告事項：実施工程表、原状回復工事報告書等
- ⑤根拠資料：各日報、伝票等

2-4-2 処理先への運搬業務

(1) 再委託承諾申請書（および再委託先リスト）・・・参考様式 7

災害廃棄物の運搬は、廃棄物の種類、処理先の車両制限等により使用する車両が異なるため、受託者は他の企業の協力が必要となることがある。その際、受託者は協力企業と再委託契約を締結するとともに、再委託契約先を追加するたびに再委託企業リストに追記して自治体の承諾を得る。（再々委託は禁止）なお、災害廃棄物の運搬では一般廃棄物収集運搬業の許可を必要としないが、不適格者を排除するために、一般廃棄物収集運搬業許可または産業廃棄物収集運搬業許可を確認する。

(2) 運搬車両リスト・・・参考様式 8

処理施設によっては車両制限があると同時に事前登録が必要なため、仮置場から廃棄物を搬出する車両は、車検証を取り寄せ一覧表に整理し、必要に応じて自治体に提出する。

(3) 精算時の報告書類

業務報告書として以下の事項を整理して自治体担当者に提出する。

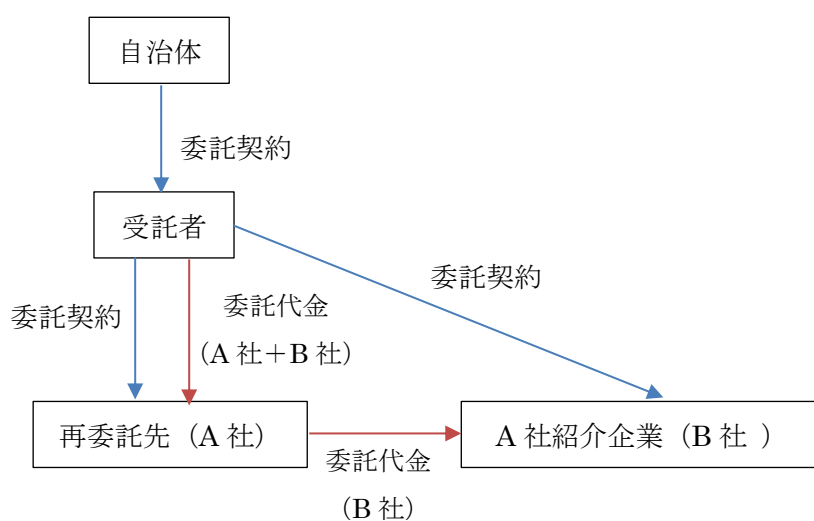
- ①現場管理体制
- ②集計表：車両、処分量(*)等について集計する
- ③現場写真：搬出状況の写真を写真帳に整理する
- ④根拠資料：各日報、伝票等

(*)処分量については受託者が管理する場合のみ

2-5 再委託先との契約

受託者は、必要な重機、作業員、車両等を調達するため、受託者のネットワークにより他の企業と再委託契約を締結する。さらに、必要に応じて再委託先のネットワークを活用することがある。この場合、再委託先（A社）の紹介による企業（B社）と受託者は直接再委託契約を締結するが、代金はA社を経由してB社に支払われることがある。この際、受託者、A社、B社は覚書を締結する。

- ・再委託契約書・・・参考例1
- ・3者覚書・・・参考例2



第3章 契約精算業務（自治体と受託者）

片付ごみ仮置場業務は緊急を要するため、自治体から支援要請を受けた者（以下 受託者）は、契約や単価合意がなされる前に作業に入る。一方、受託者は自治体との単価合意の有無に関係なく労務費、重機代、車両費、仮設備費等を関係先に支払うため、自治体との単価については出来るだけ早い段階で合意するよう協議する。（自治体との契約(*)は手続きに時間を要する。）

(*)初動対応の場合、単価契約または総価契約を締結する

3-1 契約から精算までのプロセス

自治体との契約、精算には以下の2つの方法がある。

①単価契約

作業員、重機、車両、仮設備等について単価契約して、定期的（例えば毎月）に員数を集計し、単価×数量で精算する。

②総価契約

自治体と早い段階で単価合意し、自治体の会計処理のタイミングで作業員、重機、車両、仮設備等の員数を取りまとめ単価を掛けて金額を算出し契約。その後契約に基づき精算する。

自治体と契約するまでのプロセスを以下に示す。

(1) 見積書作成・・・参考例3

受託者が作業員、重機、車両、仮設備等について見積書を作成。（単価契約の場合は単価のみ。総価契約の場合は精算時点までの実際の数量をとりまとめて金額を算出する。）

(2) 仕様書、見積依頼書

(1)の内容をもとに自治体が仕様書、見積依頼書を作成

(3) 見積合わせ

(2)の内容をもとに受託者が再度見積

(4) 契約

自治体と受託者が金額をネゴして契約

(5) 書類検査

2-4 の報告書類をもとに自治体が書類検査

(6) 支払い

書類検査に不備が無ければ支払い手続きへ

第4章 現場管理

4-1 分別管理

(1) 仮置場搬入物・・・参考資料1

片付ごみとして仮置場に搬入される廃棄物は処理方法に応じて分別する。なお、各廃棄物の発生量は災害の種類や地域により変わる。これらを表4-1に示す。

表 4-1 災害廃棄物の種類及び処理先

災害廃棄物の種類(*)	発生量	処理先	備考
混合廃棄物（可燃系）	大	自治体焼却施設、民間処理施設	民間焼却施設を活用する場合残さ物も一般廃棄物なので最終処分先との手続きが必要
混合廃棄物（不燃系）	中	自治体・民間管理型最終処分場	
土のう入り土砂	中	自治体・民間管理型最終処分場	水害時に発生
木製家具	中	自治体処理施設・民間処理施設	粗大ごみまたは木くずとして処理
生木（庭木）	中	民間処理施設	強風の場合発生
木くず	中	民間処理施設	地震時に多く発生
家電（リサイクル4品目）	大	家電リサイクル業者	家電リサイクル券（自治体用券）活用
家電（その他）	中	スクラップ業者（処理）	ストーブの灯油・電池を抜く
パソコン	小	パソコンリサイクルルート	パソコン3R推進協会
金属くず	中	スクラップ業者（有価買取）	
ガラス	小	自治体・民間安定型最終処分場	鉄箱等に入れる
陶磁器くず	小	自治体・民間安定型最終処分場	鉄箱等に入れる
畳	中	自治体処理施設	水害時は短期間で大量に発生
ソファ、マットレス	中	自治体処理施設	可能なら仮置場で解体し可燃物と金属に分ける
布団	小	自治体処理施設	
ブロック塀	中	自治体最終処分場、RCプラント	地震時には多く発生
窯業系サイディング	小	自治体・民間安定型最終処分場	
スレート瓦	小	自治体・民間安定型最終処分場	石綿含有物を除く
セメント瓦	小	自治体最終処分場、RCプラント	
和瓦	小	自治体最終処分場、リサイクルプラント	地震時には多く発生
石綿含有物	小	自治体・民間管理型最終処分場	フレコン等に保管
ソーラパネル	小	専門業者	仮置き時も発電するので注意

タイヤ	中	タイヤリサイクル業者	雪国で多く発生
消火器	小	日本消火器工業会より業者紹介	
プロパンガス	小	LP ガス協会より業者紹介	
スプレー缶	小	専門業者	
高圧ガスボンベ	小	専門業者	
ペンキ	小	専門業者	
農薬	小	専門業者	
内容物不明液体	小	専門業者	
灯油	小	専門業者	
乾電池	小	専門業者	
バッテリー	小	専門業者	
バイク、農機具	中	ELV リサイクル機構	
貴重品、弾丸、刀	小	市町村へ報告後警察に届出	記録を残す

*この種類は一例。大切なのは、火災等が発生しないよう危険物を分けることと、再分別が必要になる混合廃棄物を作らないようにすること。

*有害物や危険物は分別保管する。

(2) 複合廃棄物の分別

ガラスと金属が組み合わさったガラス窓のように複数の素材が組み合わさった廃棄物が持ち込まれた場合、仮置場でガラスを割って金属と分けるなど、処理先に応じて素材ごとに分別する。この他、セメントを金属で覆った金庫など一見ただけでは複合物がわからない物もあるため廃棄物に詳しい担当者を配置して適切に分別する。

4-2 仮置場の管理

・・・参考資料 2

(1) 廃棄物の受入

- ・ 廃棄物を仮置場で受け入れる際のゲートチェック方法について自治体担当者に確認する。
- ・ 自費解体による廃棄物の受入管理方法について自治体担当者に確認する。
- ・ 生ごみが持ち込まれた場合は、家庭ゴミとして出すよう指導して持ち帰ってもらう。
- ・ 明らかに産業廃棄物と思われる物は、不法投棄になる旨説明して受け入れない。
- ・ 便乗ゴミに注意する。(現場で便乗ゴミを判断するのは難しいので自治体担当者に対応方法を相談する)

(2) 廃棄物への誘導 (*)

- ・発生量の多い廃棄物は、分別品目ごとに看板を作成し設置する。廃棄物を荷卸しする順番は、金属や畳等の分類がわかりやすいものを先にする。大型家具や大型家電は、軽トラックの運転席側に積まれている場合が多いため荷卸しが後になる。(*)
- ・荷卸し場所には数名の作業員を配置し、車両からの荷卸しを手伝い、出来るだけ異物が混入しないよう分別する。(特に危険物が混入すると火災発生の原因になるので注意する。)

(*)災害廃棄物処理行政事務手引き（平成 29 年 3 月環境省東北地方環境事務所）p48 参照。なお、家電については手引きの記載内容を修正した。

(3) 廃棄物仮置き時の注意

- ・混合廃棄物（可燃系）、木くず類、家電類、畳、金属類等は仮置場に占める面積が大きい。仮置き時にこれらの面積が狭いと、いつの間にか他の廃棄物との境が不明確になり処理困難な混合状態になるので注意する。
- ・廃家電リサイクル対象物を重機で掴むと損傷してリサイクル出来なくなるとともに、冷蔵庫やエアコンの冷媒ガスを放散させる可能性がある。
- ・ガラスくずや陶磁器くずを土の上に直置きすると重機作業等により土にめり込むため、アームロールコンテナ等鉄箱に入れると良い。

(4) 火災予防対策について

- ・可燃物は高く積み上げると熱がこもり火災の原因となるため、高さ 5m 以下（畳は 2m 以下）とする(*)。なお、仮置廃棄物の設置面積を 200 m²以下にすべきであると記載されているマニュアルもあるが、実際の現場では困難な場合が多い。
- ・可燃物に金属が含まれると酸化熱により温度上昇する場合があるので注意する。
- ・可燃物を重機で転圧すると熱がこもりやすくなる。
- ・ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は分けて保管する。
- ・防火水槽、消火器を設置する。
- ・可燃物内からの煙の発生等について目視により定期確認する。
- ・可能であれば可燃物内の温度や一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき必要な管理を行う。

(*)仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（国立環境研究所）参照

(5) 車両動線

- ・仮置場内の道路は一方通行とし、道路幅は可能な限り広くする。
- ・公園等の場合、車止め等により出入口が狭いことがあるので、現況写真を撮った後、自治体と協議して大型車が進入できるよう事前に改造する。

- ・廃棄物の積込作業と受入作業が交錯しないように積込場所と受入場所を分ける。なお、仮置場が狭くて作業場所を分けられない場合は曜日や時間で分ける。
- ・公道から仮置場に入出入りする場合は、渋滞抑止のため左折進入、左折退場とする。

(6) 仮置場管理体制

1ヵ所当りの仮置場に配置する人員、重機等の例を表4-2に示す。なお、配置数量や仕様は、仮置場の規模、搬入量、周辺環境により変動するので、詳細は自治体と協議して決める。また、作業状況により追加が必要になることがある。

表 4-2 仮置場管理体制一覧

種別	数量	備考
管理員	2人	搬入台数、搬入物を把握。自治体職員が担うことが多い。
仮置場担当責任者	1人	現場状況に応じて作業員、重機等無駄なく動かす責任者
作業員	8人	荷下ろし補助、分別、場内車両誘導、散水
誘導員	2人	出入口の車両誘導。現場状況により増員する。
夜間警備員	1人	夜間警備
バックホウ 0.8 クラスフォークロー	2台	廃棄物掻上げ、積込み
バックホウ 0.5 クラスフォークロー	1台	廃棄物掻上げ
大型運搬車両	数台	廃棄物搬出
散水車	1台	道路清掃

*重機、車両にはオペレーター、運転手を含む

(7) 仮置場内の安全・衛生管理(*)

- ・作業開始前に KY 日報（参考様式 1）を用いて作業員全員で安全ミーティングを行う。
- ・仮置場日報（参考資料 4）を用いて現場管理責任者により場内日常点検を行う。
- ・重機が稼働する周辺には立入禁止帯を設ける。
- ・重機による積込作業や掻き上げ作業の際、予想外の負荷が廃棄物に働き、飛来することがあるので注意する。（特に木くずの取り扱いに気を付ける。）
- ・廃棄物に重機が上ると重機足場が不安定になるので注意する。
- ・形状が不規則な廃棄物を積み込む際、運搬車両を傷つけないよう注意する。
- ・場内環境保全のため粉じん防止（散水等）、ぬかるみ防止（鉄板、砂利、破碎廃瓦施設等）などの対策を行う。
- ・熱中症防止（休憩、給水、塩飴支給、エアコン付休憩所等）
- ・衛生害虫等の発生防止のため腐敗性廃棄物の早期処理、薬剤散布等を行う。
- ・石綿等を含む廃棄物に対しては、飛散防止措置（フレコン収納、散水等）を実施す

る。

- ・仮置場にトイレが無い場合は、仮設トイレと手洗い場所を設け衛生状態を保つ。
- ・作業員はヘルメット、安全靴、耐切創手袋を着用する。
- ・傷薬等を常備する。

(*)災害時の一般廃棄物に関する初動対応の手引き（令和3年3月環境省）p43に追記

(8) 周辺環境への配慮

- ・ 廃棄物積込み時の粉じん対策として散水を行う。
- ・ 風による廃棄物飛散防止対策として、仮置場周囲に仮囲いや飛散防止ネットを設置する。また、強風時には可燃物等軽い廃棄物が飛散しないように必要に応じてネットをかぶせる。
- ・ 仮置場周辺の道路の汚れ対策として退出車のタイヤ洗浄や道路清掃を行う。
- ・ 仮置場周辺の道路に落下物が無いか適宜パトロールを実施する。
- ・ 可能であれば場内に搬入車両の待機場を作り、周辺道路に交通渋滞が発生しないようにする。
- ・ 交通渋滞が発生した場合には、仮置場出入口以外にも必要な場所に誘導員を配置する。
- ・ 現場では、周辺住民や廃棄物を持ち込む人からのクレームが多い。クレームがあった場合は自治体担当者に速やかに報告し対応についての指示を仰ぐ。

(9) その他留意事項

- ・ 夜間に投棄やいたずらをされないよう仮置場周囲に柵を設けるとともに必要であれば自治体と協議して夜間警備を行う。

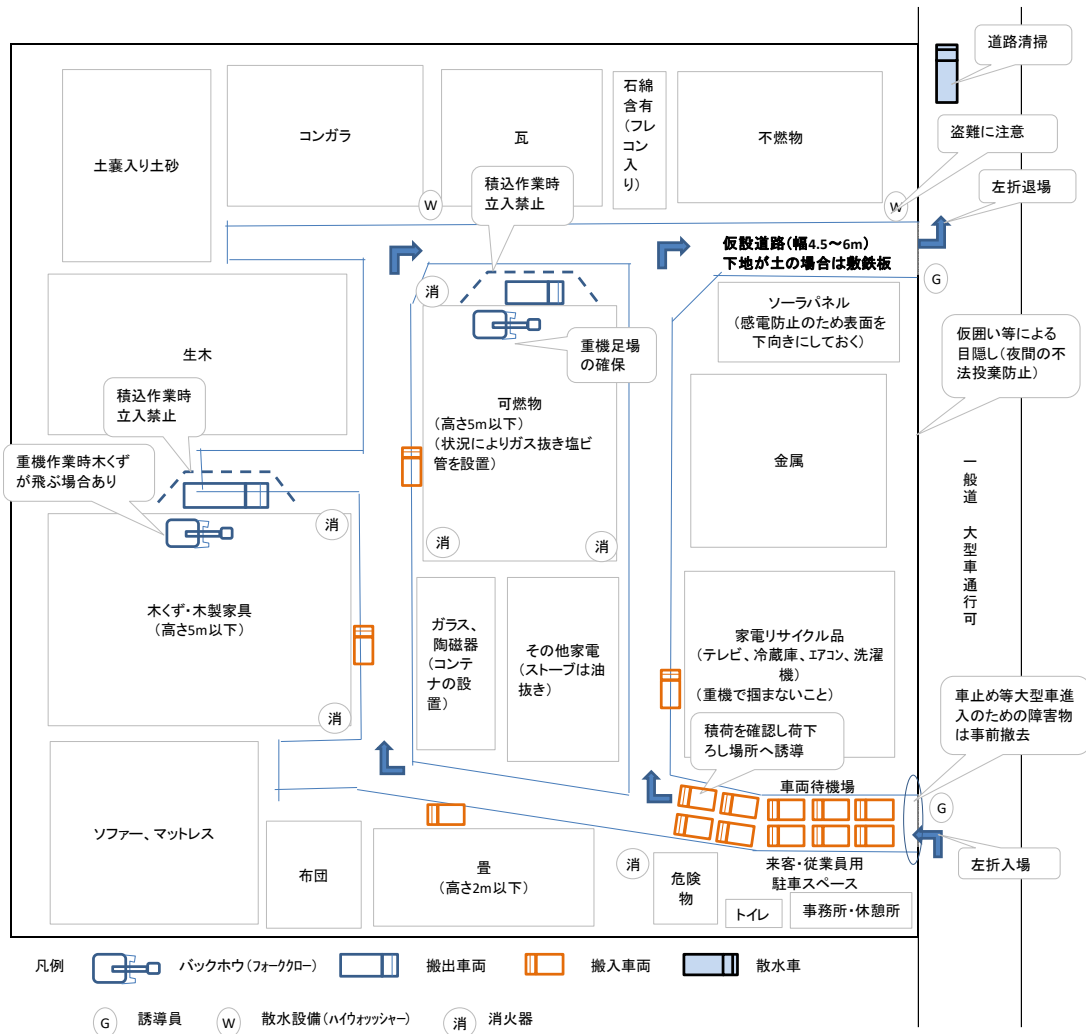


図 4-1 仮置場の留意点

4-3 仮置場廃棄物の量管理

仮置場をオーバーフローさせないためには、仮置場に持ち込まれる量と処理先に搬出する量を見ながら、仮置場に置かれている各廃棄物の概算量を適時把握しなければならない。しかしながら、休みなく搬入と搬出が行われる廃棄物の仮置き形状は不定形で日々変化するため把握が難しい。そこで、近年の災害ではドローンによる体積管理が行われている。(図 4-2 参照) 一方、廃棄物の多くは重量管理のため、設定する比重により仮置場に残っている重量が左右される。そこで、各種資料に基づく廃棄物の種類別比重を表 4-1 に示す。

表 4-1 災害廃棄物の比重

廃棄物の種類		比重	出典
可燃物		0.4	災害廃棄物対策指針 仮置場の必要面積の算定方法
		0.32	佐賀県大町町仮置場実績(*1)
不燃物		1.1	災害廃棄物対策指針 仮置場の必要面積の算定方法
	がれき	1.2	災害廃棄物の重量容積変換について(第一報)2011.4.1 国立環境研究所
	コンクリート片	1.9	建設系混合廃棄物の徹底比較 (関東建設廃棄物共同組合) より換算
	廃石膏ボード	0.4	建設系混合廃棄物の徹底比較 (関東建設廃棄物共同組合) より換算
木くず		0.26	災害廃棄物の重量容積変換について(第一報)2011.4.1 国立環境研究所
	粗大ごみ破砕物	0.24	佐賀県大町町仮置場実績(*1)
畳		0.43	佐賀県大町町仮置場実績(*1)
金属くず		0.32	建設系混合廃棄物の徹底比較 (関東建設廃棄物共同組合) より換算

(*1) 情報提供：株式会社環境と開発



図 4-2 ドローンによる体積計測事例 (佐賀県大町町仮置場)

4-4 運搬業務

(1) 処理施設の制約条件を確認

処理施設によっては搬入車両に対する制約条件があるので注意する。

- ・ 使える車両の大きさを制限される場合があるので注意する。とくに自治体施設の場合、廃棄物受入設備がパッカー車仕様になっていて大型車を活用できない場合がある。
- ・ 車番等の事前登録が必要な場合があるので確認する。
- ・ 日ごとの受入可能量を出来るだけ前倒しで把握し配車計画に役立てる。

(2) 配車の調整

災害時は運搬車両が不足する。確保した運搬車両は毎日動かさないと、別業務に取りられる可能性があるため、仮置場の在庫と処理先の状況を随時把握しながら配車を調整する。

(3) 過積載防止

不燃物や土砂系廃棄物など比重が重たい廃棄物を積込む場合は過積載にならないよう注意する。とくに片付ごみ仮置場にはトラックスケールが無い場合、処理先で計量した重さを運転手と積込み重機オペレーターが情報共有して積込み回数等の目安にする。また、計量装置を搭載したトラックの活用も有効である。

4-5 処理先の選定

(1) 処理先の確保

①自治体施設で処理できない廃棄物への対応

災害廃棄物は、被災自治体や近隣自治体が保有する施設で処理されるが、発生量や性状により自治体施設で処理できない廃棄物も多い。自治体によっては、これらを処理できる民間施設とのネットワークが無い場合、受託者は自治体担当者と協力してこれらの処理施設を確保する。

②処理先との委託手続き

災害廃棄物発生量に対して仮置場面積が狭い場合が多いため、搬入された廃棄物は、出来るだけ速やかに搬出しなければならない。したがって、処理先との事務手続きは出来るだけ早く行う。(5-2-2 参照)

③処理施設の稼働予定の確認

処理施設（特に焼却施設）では、定期的に修繕が行われその期間が長いことがある。そのため修繕予定期間を把握し、必要に応じて代替施設を確保する。

(2) 早く搬出する廃棄物

どの災害廃棄物も早く処理すべきだが、仮置場面積を多く占める物や周辺環境に悪影響を及ぼす物を優先する。

この他、地震災害等の場合、コンクリートガラや不燃物が多く発生する。発生状況や処理先の状況を加味して順次決めていく。

表 4-2 早く搬出する廃棄物一覧

品目	早く搬出する理由
可燃混合物	面積占有が大きく飛散リスクがある
畳	面積占有が大きく時間とともに臭気が強くなる
家電リサイクル品	面積占有が大きい
木くず	面積占有が大きい
金属くず	面積占有が大きい
危険物	不審者のいたずらによる火災リスク

4-6 保険

(1) 労災保険

① 仮置場の管理

仮置場での作業では、図 4-3 のとおり、仮置場で作業する各社の労災保険が適用される（建設業のように元請が一括して労災保険に加入する仕組みではない）。

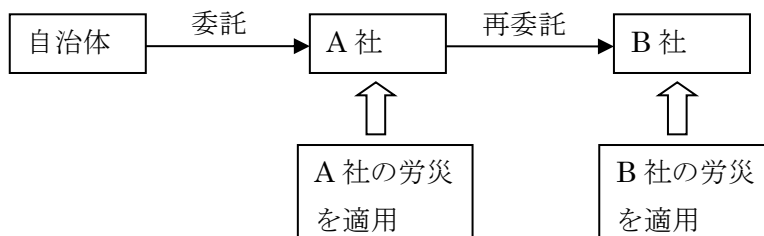


図 4-3 労災保険の適用の流れ

② 運搬業務

車両荷台へのシート掛け作業等のための昇降や車両背面の観音開きの扉開閉など、運搬業務に伴う作業時に運転手が被災した場合は、運搬会社の労災保険が適用される。

(2) 損害賠償責任保険

災害廃棄物処理業務では、重機、搬入車両、搬出車両が錯綜し、想定外の事態が起こる可能性がある。そのため万一に備えて損害賠償責任保険に加入すべきだが、本業務は発災直後から始まり、当該業務に対する個別の損害賠償責任保険をかけられないことが多い（契約金額が分からないと保険料が決まらないため）。無保険での作業実施を避けるため、年間包括契約の損害賠償責任保険（商品名は保険会社各社により異なる）に加入している会社が受託するか、業務開始後可能な限り速やかに保険に加入する。金額が早く確定し、仮契約を結べる場合は個別スポット契約の保険による対応も可能となる。なお、再委託先企業による過失もカバーできるか確認すること。

対応可能な保険の種類としては、事業者総合賠償責任保険、請負業者賠償責任保険といったものとなる。詳しくは保険会社・保険代理店に問い合わせ、相談すること。

第5章 関係法令と諸手続き

関係法令・・・参考資料3

5-1 委託契約

(1) 自治体との委託契約

自治体は、災害発生時の混乱状態の中で迅速に仮置場を開設し、その業務の一部を民間事業者へ依頼する。この際、民間事業者は自治体との信頼関係のもと契約に先駆けて重機や人員を投入する。その後できるだけ速やかに、仮置場の運営管理、運搬、処分について日付を遡り委託契約を締結する。・・・参考例4

(2) 再委託契約

非常災害時は、[廃棄物処理法施行令第4条第3号](#)と[廃棄物処理法施行規則第1条の7の6](#)に基づき仮置場の運営管理、運搬、処分について再委託契約が可能となる。再委託契約については2-5参照。

5-2 許可手続き

5-2-1 運搬業務

[廃棄物処理法施行規則第2条](#)より市町村から委託を受けて運搬する者とその再委託先は一般廃棄物収集運搬業の許可は不要。ただし、不適格者を排除するため、一般廃棄物または産業廃棄物の収集運搬許可業者に委託または再委託される事例が多い。

5-2-2 処理業務

(1) 許可手続き

民間施設を活用して災害廃棄物进行处理する場合、以下の方法がある。

- ・一般廃棄物処分業の許可を持っている施設の活用
- ・被災市町村から委託されて処理
- ・産業廃棄物処理施設の活用
- ・産業廃棄物処分業の許可で産業廃棄物进行处理している施設の活用

この内、一般廃棄物許可施設を活用する場合は、(2)の行政間手続きのみで処理ができる。

① 被災市町村から委託されて処理

[廃棄物処理法第7条第6項](#)と[廃棄物処理法施行規則第2条の3](#)より市町村の委託

(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受ければ一般廃棄物処理業の許可は不要。(許可が無くても災害廃棄物を処理できる)

② 産業廃棄物処理施設の活用

・都道府県知事への届出

災害廃棄物は、一般廃棄物のため産業廃棄物処理施設で処理するためには、[廃棄物処理法第15条の2の5](#)により都道府県知事(政令市の場合市長)に届出が必要となる。なお、被災都道府県にある施設であれば[廃棄物処理法第15条の2の5第2項](#)による届出は事後で良いが、被災地域外の都道府県における産業廃棄物処理施設を活用する場合は事前に届出る。(環廃対発第1508062号、環廃産発第1508061号、平成27年8月6日第一4項)・・・[参考様式9](#)

・対象施設と処理可能な廃棄物

非常災害時は、[廃棄物処理法施行規則第12条の7の16第3項](#)により産業廃棄物施設(設置許可を有する施設)であれば、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理できる。(災害廃棄物は一般廃棄物なので廃棄物ごとの品目はない。そこで、当該施設に関連して取得している産業廃棄物処分業の許可品目と同じ性状の災害廃棄物なら処理可能ということ。)・・・[参考資料4](#)

表 5-1 産業廃棄物処理施設（設置許可を要する施設）

産業廃棄物処理施設とは、廃棄物処理法で定められた一定規模の処理能力を備えている施設のことをいいます。
（法第15条第1項、令第7条）

	処理施設の種類	規模	備考
第1号	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日を超える	
第2号	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力10m ³ /日を超える
		天日乾燥	処理能力100m ³ /日を超える
第3号	汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ) 処理能力5m ³ /日を超える ロ) 処理能力200kg/h以上 ハ) 火格子面積2m ² 以上	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
第4号	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日を超える	海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
第5号	廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ) 処理能力1m ³ /日を超える ロ) 処理能力200kg/h以上 ハ) 火格子面積2m ² 以上	・海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く ・廃PCB等を除く
第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日を超える	
第7号	廃プラスチック類の破砕施設	処理能力5t/日を超える	
第8号	廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ) 処理能力100kg/日以上 ロ) 火格子面積2m ² 以上	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
第8号の2	木くず又ははがれき類の破砕施設	処理能力5t/日を超える	
第9号	金属等※又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	すべての施設	
第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい	すべての施設	
第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれる	すべての施設	
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶	すべての施設	
第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物	すべての施設	
第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべての施設	
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	すべての施設	
第13号の2	上記第3号、第5号、第8号、第12号以外の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ) 処理能力200kg/h以上 ロ) 火格子面積2m ² 以上	
第14号	イ) 遮断型最終処分場	すべての施設	
	ロ) 安定型最終処分場	すべての施設（水面埋立地を除く）	
	ハ) 管理型最終処分場	すべての施設	

※令別表第3の3に掲げる物質。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターHP参照

③ 廃棄物処理業の許可のみで産業廃棄物を処理している施設（処理能力 5t/日以上）

廃石膏ボード処理施設のような廃棄物処分業の許可のみで産業廃棄物を処理している施設（設置許可を要しない施設）を活用して災害廃棄物を処理する場合、施設のある自治体により以下の手続が必要となる。

・廃棄物処理法第9条の3の3第2項の条例が制定された自治体

廃棄物処理法第9条の3の3第2項の条例が制定された自治体に施設がある場合は、廃棄物処理法第8条第2項の書類に生活環境影響調査結果を添えて都道府県知事に届ける。

- ・**廃棄物処理法第9条の3の3第2項**の条例が制定されていない自治体

廃棄物処理法第9条の3の3第2項の条例が制定されていない自治体にある施設の場合は、廃棄物処理法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となるため対応が難しい。

なお、処理能力が5t/日未満であれば一般廃棄物処理施設の設置許可が不要となる。

(2) 行政間手続

被災自治体以外にある処理施設（一廃、産廃とも）を活用する場合、**廃棄物処理法施行令4条9イ**に基づく行政間の手続が必要になる。・・・**参考例5**

5-2-3 仮置場に移動式破砕機を設置

仮置場に移動式破砕機を設置する場合の手続きを以下に示す。なお、破砕アタッチメントを装着した重機が対象になる場合があるので注意。

① 産業廃棄物を処理するための移動式破砕機許可を持っている場合

廃棄物処理法第15条の2の5により都道府県知事に届出が必用となる。

② ①以外

廃棄物処理法第8条により設置許可を得る。なお、災害廃棄物は迅速な処理を求められるため、必要書類を早急に準備するとともに県と自治体担当者には早めに許可を出してもらうよう調整すること。

第6章 参考資料

- ・「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和3年3月改訂 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）
- ・「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成26年6月 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
- ・「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務手引き」（平成29年3月環境省東北地方環境事務所）平成31年2月「仮置場に関する検討結果」を追記
- ・災害廃棄物対策情報サイト（環境省ホームページ）
http://kouikishori.env.go.jp/document_video/
- ・「災害廃棄物処理対策マニュアル 市町策定用モデル」（平成31年1月 愛媛県）

- ・宮城県循環社会推進課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/ippai-tokurei.html>

- ・「令和元年度版 建設機械等損料算定表」（一般社団法人 日本建設機械施工協会）